

工夫を行う観点	ご意見
② 特別支援教育を推進するための施設整備	< 建築計画 > 体育館・プール等の大型共有施設や特別教室について学習機会が充分確保できるだけの面積や室数の確保を考慮した計画とすること 1 奈良県初の知的・肢体併置校を踏まえ、全校行事を合同で行える体育館や、多目的に活用できる弾力的なスペースの整備。 2 児童・生徒が、クールダウンできる専用の施設の設置を望みます。 3 障害の特性に合わせて利用できる教室の整備。学年、クラスを超えて、障害特性に応じたグループ学習や個別学習できるスペース。重度の肢体不自由児やおやのためのスヌーズレンルームを作る。PT、OT、S T ができる教室と教材の整備。温水プール。 4 個別指導や小集団指導、医療的ケア、ICT活用等に対応した多目的に利用できる学習空間が必要である。 5 障害の重度・重複化、多様化に対応するため、児童生徒が安心できる空間、クールダウンスペース、個別対応が可能な空間等についても検討する必要がある。 ※特別教室の複数設置と有効な活用 6 体育館の複数設置（ex：大体育館、中体育館、小体育館） ➡体育館床面はクッション材利用の床面（奈良東養護体育館を参考） 安全面を最優先に 7 プールの複数設置（ex：屋外25Mプール（知的）、屋内温水プール（肢体） ※共有可能 8 医療的ケアへの安全配慮を想定した施設・設備の充実 9 障害種別への配慮： 知的障害と肢体不自由の児童生徒が混ざりすぎることによって発生する危険（衝突や医療機器への接触など）を避けるため、体育館（プレイルーム）やプールはそれぞれの障害部門に合わせて複数設置することが望ましい。（部門別での体育授業がある場合、授業枠が増えることも想定される） 10 個別対応が必要なケースに備えた教室（医療ケア、カウンセリング、クールダウン、個別作業、個別支援指導、進路支援に関する部屋など）。保健室の充実。 11 集団授業が難しい場合や個別のPT、OTを行なうための部屋の配置 12 生活訓練スペース 13 就業支援、作業実習室 ※体育館・プール等の大型共有施設の複数設置（併用による危険と制限の回避） 14 学習機会の確保: 体育館やプール1つを全校で共有・併用すると、児童生徒数に対して使用できる回数（授業時数）が不足するため、十分な活動量を確保できるような施設規模（複数設置）が必要である。（※知的障害と肢体不自由の児童生徒が同時に利用する場合、水中の波立ちによる気管切開児への危険（誤嚥・溺水のリスク）が生じるため、体育館・プールは部門ごとの設置が望ましい。） 15 室内温水プールの設置: 天候や季節に左右されず、年間を通じて水泳学習や水中心理療法（ハイドロセラピー）が行えるよう、室内温水プールを要望する。 ※部門・学部に応じた特別教室の設置と拡充 16 特別教室の増設: 音楽室、図工美術室、調理室、図書室などの特別教室は、基本構想の案（各1～2室）では不足を懸念。小・中・高の各学部、および知的・肢体の部門ごとに2室ずつ確保が必要。 17 自立活動・専門訓練スペースの充実: 肢体不自由児が車椅子から降りて安全に身体を動かせるスペースや、PT（理学療法）・OT（作業療法）の大型器具を常時吊り下げておける専用の「自立活動室」「感覚運動室」を設置する。

工夫を行う観点	ご意見
② 特別支援教育を推進するための施設整備	18 多感覚・多目的スペース: 光・音・振動を取り入れた「スヌーズレン的空間（多感覚教室）」や、暗室にできる特別教室、知的障害児がのびのび動けるフリースペース、学年合同やグループ学習に使える可動間仕切り（パーテーション）付きのオープン教室・多目的室を複数設置する。 ※将来の自立・職業教育と部門間連携を支える空間 19 作業・職業実習空間の確保: 卒業後の地域生活や就労を見据え、作業学習室や調理実習室に加え、喫茶実習室、清掃・販売活動が実践的に行える本格的な実習空間を整備する。 20 社会生活の模擬体験環境: 卒業後に障害福祉施設へ通うことや、一般市街地へ外出することをスムーズに移行できるよう、校内の各所に社会生活を模擬的に体験・学習できる環境（擬似的な店舗、公共交通機関の乗降スペース、福祉作業所を模した空間など）を構築する。 ※医療的ケア・衛生管理と快適な環境制御 21 安心できる給食（注入）環境: 経管栄養（医療的ケア）の注入を安全に行うため、また咀嚼・嚥下に集中するため、賑やかな場所を避けて「落ち着いて食べられる（誤嚥を防ぐ）静かな環境」を確保する。 22 トイレの適正配置と個別設計: 知肢病併置校として十分なトイレ数を確保し、大型ベッドや介助スペース、適切な動線を考慮した配置にする。また、最新の既製品やバリアフリー器具を並べるだけでなく、重度障害児の具体的な利用環境や介助者の実際の動き（動線、移乗のしやすさ）に応じた設計・設置を行う。 ※ICT環境とインフラの高度化（情報アクセシビリティ） 23 ユニバーサルデザインの視覚表示: 校内各所に、視覚的に分かりやすいサイン、色分け、ピクトグラムを徹底し、すべての児童生徒が主体的に移動・活動できるようにする。 ※外部連携スペース、多職種連携 24 外部専門職との連携スペース: PT、OT、ST（言語聴覚士）、看護師、相談員などの多様な専門職が、円滑に相談や地域支援を行える専用の「相談室」や「地域支援センター室」を設置する。 25 肢体不自由の子どもが車椅子を降りて活動する際に衛生面に配慮し、小上がりを作ってほしい。 26 肢体不自由の子どもたちの多様な学びと将来に向けた職業訓練室を作ってほしい。 27 また、学部や学習グループが増えることで体育館や共用施設の調整が難航する課題は現行校でも発生しています。児童生徒が十分に身体を動かせるだけの体育館やプレイルームなどの面積・室数の確保を、設計段階から明確に担保していただきたいと考えます。 <配置計画> 1 教職員同士が日常的に情報共有を行い、チームとして児童生徒を支援できるよう、校内連携を促進する施設環境についても配慮が必要である。 <構造・設備計画> 1 感覚過敏への配慮（音や光 等） 2 医療的ケアへの対応（非常用発電 等） ※医療的ケア・衛生管理と快適な環境制御 3 教室内手洗い場の2系統化: 教室内に、医療的ケア専用の水道と、教材（絵の具等）や汚れた手を洗う通常の手洗い場をそれぞれ独立して設置する。

工夫を行う観点	ご意見
② 特別支援教育を推進するための施設整備	※ICT環境とインフラの高度化（情報アクセシビリティ） 4 ICT・視線入力環境の整備: 視線入力装置、スイッチ教材、電子黒板などを円滑に活用できるよう、高度な通信環境と電源設備を校内に整える。 5 病院（訪問教育）との通信連携: 本校に通う児童生徒だけでなく、病院内で学習活動を行う訪問教育の児童生徒に対しても、オンライン授業等が円滑に行うことができる本校における通信環境整備。 <外構計画> 1 屋外運動場（主に知的） + 屋外中規模スペース（校舎近くに天然芝、人工芝、アンツーカー、開閉式屋根）（主に肢体） <備品等> 1 オリヒメなどのITロボットの活用。 <ソフト面> 1 子どもだけではなく、先生と保護者へのデジタル対応（日々の連絡帳など）を進め、先生が子どもへの最善に努めやすい環境整備 <全般> 1 肢体不自由教育と知的障害教育では、必要とされる教育環境や支援内容が大きく異なるため、合同校化については極めて慎重な検討と十分な説明が必要であると考えます。 構想案では、「1 階（肢体不自由）・2 階（知的障害）」というゾーン分けが示されていますが、単純なフロア分離のみで安全性が担保されるとは考えにくく、現場実態を踏まえたより具体的な検討が不可欠です。 知的障害児童生徒のパニックや突発行動等によって、肢体不自由児童生徒へ危険が及ぶ可能性は十分考えられます。特に避難時や移動時等を含め、動線分離や安全確保については、「理想的構想」ではなく「実際に運用可能か」という視点で検討していただきたいです。 また、他府県の既存肢知併置校について、成功事例のみを参考にするのではなく、現場教職員や保護者が実際に感じている課題や改善点を広く聞き取り、その実情を計画へ反映していただきたいです。 さらに、現構想案では、肢体不自由教育への設備配慮に比べ、知的障害・発達障害への環境整備が十分とは言えない印象があります。 例えば、 ・クールダウン室 ・個別対応室 ・感覚過敏に配慮した防音 ・刺激を軽減する照明や掲示や見通しの持てる掲示 ・パーテーション等による視覚的配慮 など、落ち着いて学習できる環境整備は不可欠です。

基本計画策定に当たっての工夫についてのご意見

工夫を行う観点	ご意見
② 特別支援教育を推進するための施設整備	また、校区再編に伴う転校や環境変化は、障害特性によっては児童生徒へ非常に大きな心理的負担や不適応を生じさせる可能性があります。 教育行政上の効率性や施設運営上の都合ではなく、「子どもにとって本当に適切な教育環境か」という視点を最優先に検討していただきたいです。